

第198回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都墨田区横綱一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階
(KFC Room101~103)

議決権行使期限

平成30年6月27日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

第198回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	27
株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

富士紡ホールディングス株式会社

証券コード：3104

証券コード：3104

平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号
富士紡ホールディングス株式会社
取締役会長兼社長 中 野 光 雄

第198回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第198回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続について」（3頁から4頁）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階（KFC Room101～103）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第198期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第198期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.fujibo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、当該連結注記表、個別注記表につきましては、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://www.fujibo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<インターネットによる議決権行使のお手続について>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

【ご参考】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、米国や欧州の政治動向、アジア・中東情勢等の地政学リスクなど海外経済の不確実性による先行き不透明感があったものの、企業収益は堅調に推移し、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しも見られ、緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境の下、当フジボウグループは中期経営計画『加速17-20』において、計画期間の前半2年間を拡大に向けての「変革の加速」ステージと位置づけ、基本戦略である「収益性の高い研磨材・化学工業品事業の積極的な拡大」のための基盤創りと「繊維事業の構造改革による反転攻勢」に取り組んでおります。

当期の業績は、研磨材事業で一般工業用途の前年からの反動減の影響が大きく、連結売上高は前年同期比4,986百万円(12.2%)減収の35,891百万円で、営業利益は前年同期比2,826百万円(41.5%)減益の3,989百万円、経常利益は前年同期比2,806百万円(39.7%)減益の4,269百万円となりました。特別損益に投資有価証券売却益、固定資産処分損および減損損失等を計上し、税金費用等を差し引いた結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比1,436百万円(33.1%)減益の2,908百万円となりました。

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

① 研磨材事業

主力の超精密加工用研磨材のうち、シリコンウエハー用途および半導体デバイス用途(CMP)はメモリ・通信用途等を中心とした好調な半導体需要を受け順調に拡大しました。ハードディスク用途もデータセンター向けサーバー用需要が高く、堅調に推移しました。しかしながら、液晶ガラス用途はパネル在庫調整が続き、ユーザーのモデルチェンジに伴う需要期で前年大幅増となった一般工業用途は反動減となりました。

この結果、売上高は前年同期比3,789百万円減収の10,642百万円、営業利益は3,341百万円減益の2,251百万円となりました。

② 化学工業品事業

化学工業品事業は、機能性材料・農薬原体・医薬中間体の受託製造を中心に新規受注活動を強化し安定生産を継続することができたものの、海外からの原料の入荷遅れおよび一部ユ

ーザーからの受注減少により、フル稼働には至りませんでした。

この結果、売上高は前年同期比543百万円減収の9,716百万円、営業利益は258百万円減益の606百万円となりました。

③ 繊維事業

繊維事業は、繊維製品ではインターネットなど新規チャネルや、「B.V.D.」ブランドのレディース商品の販売が拡大し、OEM製品・共同開発商品も堅調に推移しました。また、百貨店向け商品を中心にこれまで実施した構造改革が、物流費用の低減など総合的なコストダウンに繋がり、採算性が大幅に改善しました。原糸など繊維素材も高付加価値製品へのシフトが進みました。

この結果、売上高は前年同期比152百万円減収の12,376百万円、営業利益は802百万円増益の971百万円となりました。

④ その他の事業

化成品事業は、デジタルカメラ用部品および医療機器用部品が堅調に推移し、自動車用部品も採算が改善しました。一方、貿易事業では、天井扇や農業用など機械類の輸出は回復傾向となったものの、中米カリブ海地域の経済停滞で車両・タイヤなど自動車関連は減少し、低調に終わりました。

この結果、売上高は前年同期比501百万円減収の3,155百万円、営業利益は28百万円減益の160百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

中期経営計画『加速17-20』では、計画最終年度の2020年度連結ベースの経営指標として、営業利益100億円、ROE15%以上を目標としております。当社は、この目標の達成に向けて、利益重視に立脚した重点3事業の加速を基本方針とし、①収益性の高い研磨材・化学工業品事業の積極的な拡大 ②繊維事業の構造改革による収益力向上と反転攻勢 ③成長加速に向けてのホールディングス機能の強化の3つの基本戦略をスピード感を持って実行し、当社グループの企業価値拡大を「加速」させてまいります。

2017年度から2018年度の計画期間の前半2年間は、後半2年の企業価値拡大を加速する「成長の加速」ステージに向けて、拡大のための基盤創りを進めています。研磨材事業では、特定の研磨用途での需要変動の影響により、年度ごとの業績の振れ幅が大きいという課題に対処するため、半導体デバイス用途を中心に最先端技術に対応する製品の拡大基盤創りに向け、台湾新工場や国内新工場など積極的な設備投資に取り組んでいます。また、専門マーケティング部隊が事業拡大に向けた新しい研磨領域・用途・工程の開拓を進めています。化学工業品事業では、営業力強化による新規受託商材の獲得で生産設備のフル稼働体制の構築を進めています。繊維事業

では、レディス分野やネット販売など新規商材・新規チャネルの拡大と積極的な広告宣伝で販売面での反転攻勢を進め、生産・物流面の絶えざる構造改革で「稼ぐ力」を向上させています。その他の事業では、化成品事業で医療機器用途など新規商材拡大のための設備投資を行い、重点3事業に続く第4の柱事業として育成すべく事業基盤整備を進めています。

(3) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は4,766百万円で、主として研磨材事業の品質向上およびBCP（事業継続計画）の一環に係るものです。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第195期 平成27年3月期	第196期 平成28年3月期	第197期 平成29年3月期	第198期 平成30年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	41,173	38,117	40,878	35,891
経 常 利 益 (百万円)	4,471	3,724	7,076	4,269
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,382	3,015	4,344	2,908
1株当たり当期純利益	204円19銭	260円19銭	379円80銭	254円22銭
総 資 産 (百万円)	48,677	45,858	50,044	48,716
純 資 産 (百万円)	24,830	26,445	30,149	32,148
1株当たり純資産額	2,128円65銭	2,311円59銭	2,635円60銭	2,810円48銭

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第196期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 平成28年10月1日付けで10株を1株にする株式併合を実施しましたが、第195期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

- ① 研磨材・不織布・合成皮革工業品の製造、加工、販売
- ② 各種化学工業品の製造、加工、販売
- ③ 各種繊維製品の製造、加工、販売

(7) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
フジボウ愛媛(株)	450百万円	100.0%	超精密加工用研磨材および機能性不織布の製造・販売、機能品の製造・販売
柳井化学工業(株)	300百万円	100.0	化学工業製品の製造受託・販売
(株)フジボウアパレル	100百万円	100.0	「B.V.D.」ブランド等繊維製品の製造・販売
フジボウトレーディング(株)	200百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
フジボウテキスタイル(株)	300百万円	100.0	紡績糸、編物および織物等の製造・販売 化成品の製造・販売
アングル(株)	100百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
台湾富士紡精密材料 股份有限公司	300百万 新台幣ドル	100.0	研磨材等の開発・製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社7社を含む14社であります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 台湾富士紡精密材料股份有限公司への出資は、フジボウ愛媛(株)を通じての間接所有となっております。

(8) 主要な事業所および工場 (平成30年3月31日現在)

会社名	事業所および工場
当 社	本社 (東京都)、大阪支社 (大阪府)
フジボウ愛媛(株)	壬生川本社工場 (愛媛県)、東京営業所 (東京都)、小山工場 (静岡県)、小坂井工場 (愛知県)
柳井化学工業(株)	柳井本社工場 (山口県)、東京本社 (東京都)、武生工場 (福井県)
(株)フジボウアパレル	本社 (東京都)、大阪営業部 (大阪府)、福岡支店 (福岡県)、札幌営業所 (北海道)
フジボウトレーディング(株)	本社 (東京都)、大阪支社 (大阪府)、ファッションテキスタイルセンター (静岡県)、(株)フジボウソーイング (大分県)、富士紡 (常州)服装有限公司 (中国)、ジンタナフジボウコーポレーション (タイ国)
フジボウテキスタイル(株)	本社 (東京都)、大阪営業所 (大阪府)、和歌山工場 (和歌山県)、大分工場 (大分県)、タイフジボウテキスタイル(株) (タイ国)
アングル(株)	本社 (大阪府)、営業部 (東京都)

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
1,353名	33名減

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	246
株式会社山口銀行	233
三菱UFJ信託銀行株式会社	135
アユタヤ銀行	119
株式会社百五銀行	117
株式会社みずほ銀行	117

- （注）1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付けで株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。以下、本事業報告において、株式会社三菱東京UFJ銀行の商号変更に関する注記は省略いたします。
2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの組織再編により、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金については、平成30年4月16日をもって株式会社三菱UFJ銀行からの借入金となっております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,720,000株
- (3) 株主数 5,700名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	698,000 ^株	6.10 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	650,100	5.68
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	533,500	4.66
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	500,000	4.37
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	418,100	3.66
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	322,500	2.82
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	300,000	2.62
フ ジ ボ ウ 共 栄 会	272,200	2.38
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	252,215	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	227,800	1.99

- (注) 1. 当社は自己株式を281,205株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 社長執行役員	中 野 光 雄	
代表取締役 副社長執行役員	青 木 隆 夫	繊維事業拡大・繊維事業開発・大阪支社担当
代表取締役 専務執行役員	吉 田 和 司	経営企画・財務経理・IR・リスク管理担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	木 原 勝 志	知的財産・施設担当 フジボウ愛媛(株)代表取締役社長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	藤 岡 敏 文	総務・人事全般統轄 柳井化学工業(株)代表取締役社長
取 締 役	中 野 雅 男	
取 締 役	茅 田 泰 三	(株)小松製作所顧問 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授
取 締 役	秀 島 信 也	ヤマハ発動機(株)顧問 光産業創成大学院大学理事
常 勤 監 査 役	松 尾 弘 秋	
常 勤 監 査 役	大 西 秀 昭	
監 査 役	飯 田 直 樹	成和明哲法律事務所パートナー弁護士 (株)文教堂グループホールディングス社外取締役 (株)山野楽器監査役 (株)キャンドウ社外取締役（監査等委員）
監 査 役	百 瀬 一 夫	菱華産業(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 大西秀昭、飯田直樹および百瀬一夫の3氏は社外監査役であります。
 3. 監査役 松尾弘秋氏は、当社監査部門での業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏ならびに監査役 飯田直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(ご参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。
 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	小 林 敏 彦	台湾富士紡精密材料股份有限公司董事長
常 務 執 行 役 員	大 久 保 制 宇	総務・人事・法務・人財育成・内部監査・コンプライアンス担当 三泰貿易(株)代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	北 口 保	環境安全推進担当、繊維事業開発副担当 フジケミ(株)代表取締役社長

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	鈴木 眞	内部監査室長、法務部長
執行役員	野口 篤 謙	財務経理部長
執行役員	岡田 祐 明	経営企画部長
執行役員	井上 雅 偉	化成品事業統括 機能品事業開発部長
執行役員	豊岡 保 雄	広告宣伝・お客様相談担当 秘書室長
執行役員	竹内 義 一	フジボウトレーディング(株)代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏ならびに社外監査役 飯田直樹および百瀬一夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取 締 役	10名	178百万円	(うち社外取締役3名 17百万円)
監 査 役	4名	46百万円	(うち社外監査役3名 28百万円)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第197回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会決議による役員報酬限度額 (平成25年6月27日開催第193回定時株主総会決議)
 取締役分：年額300百万円以内 (うち社外取締役分は年額30百万円以内)
 監査役分：年額72百万円以内

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社外取締役	茅 田 泰 三	(株)小松製作所	顧 問	該当する事項はありません。
		中央大学大学院 戦略経営研究科	客 員 教 授	該当する事項はありません。
社外取締役	秀 島 信 也	ヤマハ発動機(株)	顧 問	該当する事項はありません。
		光産業創成 大学院大学	理 事	該当する事項はありません。
社外監査役	飯 田 直 樹	成和明哲法律事務所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士	該当する事項はありません。
		(株)文教堂グループ ホールディングス	社 外 取 締 役	該当する事項はありません。
		(株)山野楽器	監 査 役	該当する事項はありません。
		(株)キャンドウ	社 外 取 締 役 (監査等委員)	該当する事項はありません。
社外監査役	百 瀬 一 夫	菱華産業(株)	代表取締役社長	該当する事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	中 野 雅 男	平成29年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外取締役	茅 田 泰 三	平成29年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外取締役	秀 島 信 也	平成29年度の取締役会には、就任後の10回中10回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外監査役	大 西 秀 昭	平成29年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社外監査役	飯 田 直 樹	平成29年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社外監査役	百 瀬 一 夫	平成29年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾富士紡精密材料股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社役員ならびに従業員は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図ります。
- ③ 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行います。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。
- ④ 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、内部監査室を設置します。
- ⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては、毅然とした態度で臨みます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置づけ、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図ります。
- ② 当社は、会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会および経営会議を定期的開催し、方針決定過程の透明性を高めるとともに、執行役員制度の機能を進め、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図ります。
- ② 当社は、当社グループの企業価値向上に向けた目標と施策を定めた、中期経営計画および年度利益計画を策定し、取締役等と従業員の意思統一を図ります。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 上記 (1)、(3) および (4) の内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の業務執行は、関係会社運営規則に基づく、当社への決裁・報告制度により適切な経営管理を行います。
- ② 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っていますが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役スタッフの任命、異動および考課については監査役の意見を尊重し、当該従業員は専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

(8) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社および子会社の取締役、監査役および従業員に報告を求めることができます。
- ② 当社および子会社の取締役、監査役および従業員は、重大な法令違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。これらの者から報告を受けた者も遅滞なく監査役に報告します。
- ③ 当社は上記②に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとします。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができます。

当社の上記「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査および経営企画部による子会社の業務運営状況の確認を通じて、内部統制システム全般の評価および改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部監査室と会計監査人が連携し、実効性ある統制の整備・推進、統制活動のモニタリングを実施しています。

② コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規則」に基づき、取締役会により任命される役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス・プログラムに基づく施策の推進状況、ならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての協議などを行っております。

コンプライアンス・プログラムでは「富士紡グループ行動憲章」や、各種法令遵守の重要性、企業倫理ホットラインの周知などにより実効性向上に努めています。

③ リスク管理体制

当社は、「リスク運営規則」および「リスク管理委員会運営手続」に基づき、代表取締役を含むリスク管理委員会を当事業年度において2回開催しました。リスク管理委員会では、リスク管理・運営に係る方針およびリスク管理態勢整備に関する重要事項、顕在・潜在リスクの情報収集、評価および対応策について協議を行いました。

④ グループガバナンス体制

当社は、「関係会社運営規則」および「関係会社運営承認基準」において、当社グループ各社の重要事項については、当社による承認または当社への報告を必要とする基準を定め、関係会社の経営を効率的に管理する体制を整備しています。また、当事業年度は当社グループの全幹部社員を対象とした「グループ経営方針説明会」を2回開催し、当社グループの戦略・政策方針の共有化を図っています。

⑤ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催され、監査役全員による取締役会への出席、取締役・使用人からのヒアリングならびに常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席などを通じて取締役の職務の執行の監査、内部統制システムの整備および運用状況の確認を行いました。また、代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役、会計監査人および内部監査室との連携などにより監査の実効性向上を図っています。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきであると考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、受け入れる余地もあり得ると考えております。

しかし、株式の大規模買付の中には、対象会社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、そのような情報が明らかにされないまま大規模買付が行われると、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益が害される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

① 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、平成29年度（2017年度）を初年度とし平成32年度（2020年度）を最終年度とする、4か年の中期経営計画『加速17-20』を策定しております。本計画期間を、これまでの中期経営計画『変身06-10』（事業ポートフォリオの再構築）、『突破11-13』（成長軌道へのテイクオフ）、『邁進14-16』（本格的業容拡大）に引き続く、当社グループのありたい姿である「有機材料技術で未来を拓く、高付加価値創造企業」の実現に向けた、スピード感を持った事業推進により企業価値拡大を文字通り「加速」する期間と位置づけ、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

本中期経営計画においては、重点3事業（研磨材事業、化学工業品事業、繊維事業）の成長加速を基本方針とし、①収益性の高い研磨材・化学工業品事業の積極的な拡大、②繊維事業の構造改革による収益力向上と反転攻勢、③成長加速に向けてのホールディングス機能の強化を推進し、ありたい姿の実現に向けて、各事業の成長を加速してまいります。

② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役8名中3名が、当社が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役（独立社外取締役）であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。そのため、独立社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占め、独立性の高い取締役会により経営監督機能が発揮される体制となっております。また、各取締役の経営責任を明確にするため、当社の取締役の任期は1年間としております。

監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランは、対抗措置の実施または不実施等が所定の期間内に最終的に決定されるまで、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行うことができないものとするものです。

本プランでは、大規模買付行為を行いまは行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為についての評価・検討等のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。独立委員会（当社の定める独立性基準を満たす当社社外取締役または社外監査役の中から取締役会によって選定された委員3名以上により構成）は、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、大規模買付者の買付内容等の検討等を行い、当社取締役会に対し、対抗措置の実施または不実施等に関する勧告を行います。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、所要の措置を取ります。

本プランにおける対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てであり、対抗措置としての効果を勘案した新株予約権の行使条件および取得条項等を定めることがあります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.fujiibo.co.jp/>）上の平成29年5月12日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

(4) 上記（2）の取組みについての当社取締役会の判断

上記（2）の取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大規模買付は困難になるものと考えられます。

したがって、上記（2）の取組みは上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記（3）の取組みについての当社取締役会の判断

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、平成20年6月30日に企業価値研究会が発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

② 株主意思を重視するものであること

平成29年6月29日開催の定時株主総会において承認された本プランの有効期間は平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までであり、以後、その延長については、3年ごとの定時株主総会での承認を条件としており、当該承認を得られなかった場合には、本プランは速やかに廃止されます。

本プランは、大規模買付者が本プランに定められる手続を遵守する場合に対抗措置を実施するためには、独立委員会が、対抗措置実施の要件に明らかに該当すると認めるときを除き、必ず、対抗措置実施の是非についての株主意思確認総会を開催することとし、これによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。

本プランは取締役会の決議によって廃止することができます。当社取締役の任期は1年間であり、有効期間中でも毎年の取締役選任手続を通じて本プランの継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様のご意思を反映させることができます。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

④ 合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができることとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会の決議により廃止することができ、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能な仕組みとなっております。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

	百万円 48,716		百万円 16,568
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,545	流動負債	9,259
現金及び預金	4,764	支払手形及び買掛金	4,048
受取手形及び売掛金	8,843	電子記録債務	510
商品及び製品	2,220	短期借入金	1,217
仕掛品	1,736	リース債務	97
原材料及び貯蔵品	1,064	未払法人税等	325
繰延税金資産	404	賞与引当金	659
その他	528	返品調整引当金	42
貸倒引当金	△17	その他の他	2,359
固定資産	29,171	固定負債	7,308
有形固定資産	26,258	長期借入金	120
建物及び構築物	5,985	リース債務	107
機械装置及び運搬具	5,250	繰延税金負債	1,052
土地	13,874	再評価に係る繰延税金負債	732
リース資産	30	退職給付に係る負債	4,947
建設仮勘定	738	資産除去債務	240
その他	378	その他	107
無形固定資産	380	(純資産の部)	32,148
投資その他の資産	2,532	株主資本	29,907
投資有価証券	2,163	資本金	6,673
繰延税金資産	76	資本剰余金	2,174
その他	292	利益剰余金	21,631
貸倒引当金	△0	自己株式	△571
資産合計	48,716	その他の包括利益累計額	2,240
		その他有価証券評価差額金	668
		繰延ヘッジ損益	△8
		土地再評価差額金	1,272
		為替換算調整勘定	330
		退職給付に係る調整累計額	△21
		非支配株主持分	0
		負債及び純資産合計	48,716

連結損益計算書

(自平成29年4月1日)
(至平成30年3月31日)

(百万円未満切捨)

		百万円	
売	上		35,891
売	上	原	23,453
売	上	総	12,438
販	費	及	8,448
営	業	利	3,989
営	業	外	0
受	取	利	51
雑	業	外	407
営	業	外	0
支	払	利	12
雑		損	166
経	常	利	4,269
特	別	利	0
固	定	資	0
投	資	有	186
特	別	損	0
固	定	資	121
減	損	損	21
関	係	会	41
環	境	対	41
そ	の	他	1
税金等調整前	当期	純	4,229
法人	税	、	1,250
法人	税	等	70
当	期	純	2,908
非	支配	株	0
親	会社	株	2,908

連結株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日)
(至平成30年3月31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 6,673	百万円 2,174	百万円 19,750	百万円 △569	百万円 28,028
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,029		△1,029
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,908		2,908
土地再評価差額金の取崩			2		2
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,881	△1	1,879
当 期 末 残 高	6,673	2,174	21,631	△571	29,907

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 739	百万円 △7	百万円 1,274	百万円 176	百万円 △62	百万円 2,120	百万円 0	百万円 30,149
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△1,029
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								2,908
土地再評価差額金の取崩								2
自 己 株 式 の 取 得								△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△71	△1	△2	153	41	119	0	119
当 期 変 動 額 合 計	△71	△1	△2	153	41	119	0	1,998
当 期 末 残 高	668	△8	1,272	330	△21	2,240	0	32,148

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

(資産の部)	百万円 32,225	(負債の部)	百万円 7,835
流動資産	11,398	流動負債	2,900
現金及び預金	3,047	支払手形	27
受取手形	1,049	支子記録債	510
売掛金	105	短期借入金	960
前払費用	9	繰上債	86
短期貸付金	6,765	未払費用	229
繰延税金資産	93	未払法人税等	309
その他の流動資産	583	繰延税金負債	245
貸倒引当金	△256	預り金	373
固定資産	20,826	受取当金	4
有形固定資産	4,061	与引当金	76
建物	432	その他の流動負債	76
構築物	33	固定負債	4,935
機械及び装置	1	長期借入金	60
車両及び運搬具	4	繰上債	82
工具器具及び備品	44	再評価に係る繰延税金負債	732
土地	3,520	退職給付引当金	3,816
リース資産	24	資産除去債	181
無形固定資産	339	その他の固定負債	62
ソフトウェア	164	(純資産の部)	24,389
リース資産	159	株主資本	22,542
その他の無形固定資産	14	資本	6,673
投資その他の資産	16,425	資本剰余金	2,174
投資有価証券	1,805	資本準備金	1,273
関係会社株式	8,128	その他の資本剰余金	900
出資	4	利益剰余金	14,265
長期貸付金	5,491	利益準備金	394
長期前払費用	4	その他の利益剰余金	13,871
繰延税金資産	774	繰越利益剰余金	13,871
その他の投資等	216	自己株式	△571
資産合計	32,225	評価・換算差額等	1,847
		その他有価証券評価差額金	581
		繰延ヘッジ損益	△6
		土地再評価差額金	1,272
		負債及び純資産合計	32,225

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

					百万円
営	業	収	益		4,823
営	業	費	用		2,925
営	業	利	益		<u>1,898</u>
営	業	外	収	益	
受	取	利	息	及	125
雑			び	配	256
営	業	外	費	用	<u>382</u>
支	払		利	息	9
雑		損		失	112
経	常	利	益		<u>2,159</u>
特	別	利	益		
固	定	資	産	売	0
投	資	有	価	証	164
特	別		損	券	<u>164</u>
固	定	資	産	処	30
減		損		分	9
環	境	対		損	41
そ		の		失	1
税	引	前	当	期	<u>82</u>
法	人	税	及	事	2,241
法	人	税	等	業	169
当	期	純	利	税	<u>77</u>
				額	△92
				益	<u>2,164</u>

株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日)
(至平成30年3月31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	百万円 6,673	百万円 1,273	百万円 900	百万円 2,174	百万円 394	百万円 12,734	百万円 13,128	百万円 △569	百万円 21,407
当期変動額									
剰余金の配当						△1,029	△1,029		△1,029
当期純利益						2,164	2,164		2,164
土地再評価差額金の取崩						2	2		2
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,137	1,137	△1	1,135
当期末残高	6,673	1,273	900	2,174	394	13,871	14,265	△571	22,542

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	百万円 679	百万円 △6	百万円 1,274	百万円 1,947	百万円 23,355
当期変動額					
剰余金の配当					△1,029
当期純利益					2,164
土地再評価差額金の取崩					2
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△98	0	△2	△100	△100
当期変動額合計	△98	0	△2	△100	1,034
当期末残高	581	△6	1,272	1,847	24,389

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

富士紡ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

富士紡ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第198期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

富士紡ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	松	尾	弘	秋	㊟
常勤社外監査役	大	西	秀	昭	㊟
社外監査役	飯	田	直	樹	㊟
社外監査役	百	瀬	一	夫	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営環境および業績等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金100円
総額1,143,879,500円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかのみつお 中野光雄 (昭和26年2月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年11月 当社機能資材部長 平成14年6月 当社機能品事業部長兼機能品部長 平成16年2月 当社機能品事業部長 平成16年6月 当社取締役、機能品事業部長 平成17年5月 当社取締役、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役、執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成18年5月 当社代表取締役社長、社長執行役員 平成29年6月 当社代表取締役会長兼社長、社長執行役員 現在に至る	19,600株
<p><取締役候補者とした理由> 中野光雄氏は、事業子会社の代表取締役社長を務めたのち、平成18年5月からは当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	あお き たか お 青 木 隆 夫 (昭和31年1月2日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年5月 フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 平成19年6月 当社執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役、執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役、常務執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 平成26年6月 当社代表取締役、専務執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 平成27年10月 当社代表取締役、専務執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成29年1月 当社代表取締役、専務執行役員 平成29年6月 当社代表取締役、副社長執行役員 平成30年1月 当社代表取締役、副社長執行役員、アングル(株)代表取締役社長 平成30年5月 当社代表取締役、副社長執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役会長 現在に至る (現在の担当) 繊維事業拡大・繊維事業開発・大阪支社担当 (重要な兼職の状況) フジボウ愛媛(株)代表取締役会長	7,900株
<取締役候補者とした理由> 青木隆夫氏は、事業子会社の代表取締役社長を歴任し、平成26年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	よし だ かず し 吉 田 和 司 (昭和32年 4 月 1 日生)	昭和54年 4 月 (株)三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 平成15年 5 月 (株)東京三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 浅草橋支社長 平成17年 5 月 同行神保町支社長 平成18年 1 月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 神保町支社長 平成19年 5 月 同行柳橋支社長 平成21年 6 月 三菱UFJキャピタル(株)代表取締役・常務取締役 平成24年 4 月 同社代表取締役・常務取締役、常務執行役員 平成24年 7 月 当社顧問 平成24年10月 当社執行役員 平成25年 6 月 当社取締役、上席執行役員 平成26年 6 月 当社取締役、常務執行役員 平成28年 6 月 当社取締役、専務執行役員 平成29年 6 月 当社代表取締役、専務執行役員 現在に至る (現在の担当) 経営企画・財務経理・IR・リスク管理担当	3,200株
<取締役候補者とした理由> 吉田和司氏は、金融機関において責任ある職歴を歩まれたのち、平成29年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	きはら かつ し 木原 勝志 (昭和33年3月6日生)	昭和55年4月 当社入社 平成23年5月 フジボウ愛媛(株)取締役・副社長執行役員 平成23年6月 当社執行役員、フジボウ愛媛(株)取締役・副社長執行役員 平成25年6月 当社上席執行役員、フジボウ愛媛(株)取締役・副社長執行役員 平成27年10月 当社上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 現在に至る (現在の担当) 知的財産・施設担当 (重要な兼職の状況) フジボウ愛媛(株)代表取締役社長	5,100株
<取締役候補者とした理由> 木原勝志氏は、事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、平成29年6月からは当社の取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	ふじ おか とし ふみ 藤 岡 敏 文 (昭和33年 1 月 8 日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成21年 6 月 当社執行役員、フジボウ小坂井(株)代表取締役社長 平成21年10月 当社執行役員、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長 平成26年 5 月 当社執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成26年 6 月 当社上席執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成27年10月 当社上席執行役員、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長 平成28年 4 月 当社上席執行役員、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長、アングル(株)代表取締役社長 平成29年 1 月 当社上席執行役員、アングル(株)代表取締役社長、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成29年 5 月 当社上席執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成29年 6 月 当社取締役、上席執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 平成30年 5 月 当社取締役、上席執行役員 現在に至る (現在の担当) 総務・人事全般統轄	5,300株
<取締役候補者とした理由> 藤岡敏文氏は、事業子会社の代表取締役社長を歴任し、平成29年6月からは当社の取締役に務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 社外	なか の まさ お 中野 雅 男 (昭和21年12月19日生)	昭和45年 7 月 全日本空輸(株)入社 平成11年 6 月 同社北京支店長兼天津支店長兼中国総代表 平成13年 4 月 同社執行役員、西日本販売カンパニー長 平成14年 1 月 同社執行役員、営業推進本部副本部長 平成15年 4 月 同社常務執行役員、営業推進本部長 平成15年 6 月 同社常務取締役、執行役員、営業推進本部 長 平成17年 4 月 同社専務取締役、執行役員、営業推進本部 長 平成18年 4 月 全日空商事(株)常勤顧問 平成18年 6 月 同社代表取締役社長 平成24年 4 月 同社非常勤顧問 平成25年 6 月 当社社外取締役 現在に至る	2,000株
<p><社外取締役候補者とした理由> 中野雅男氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため、候補者となりました。</p>			
7 社外	かや た たい ぞう 茅 田 泰 三 (昭和24年 5 月 2 日生)	昭和47年 4 月 (株)小松製作所入社 昭和60年 4 月 同社北京事務所長 平成13年 6 月 小松(中国)投資有限公司董事長 平成14年 6 月 (株)小松製作所執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 平成19年 4 月 同社常務執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 平成21年10月 同社常務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 平成22年 4 月 同社専務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 平成24年 6 月 同社顧問 現在に至る 平成24年 9 月 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授 現在に至る 平成27年 6 月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)小松製作所顧問 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授	500株
<p><社外取締役候補者とした理由> 茅田泰三氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため、候補者となりました。</p>			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8 社外	ひでしまのぶや 秀島信也 (昭和29年1月9日生)	昭和53年4月 ヤマハ発動機(株)入社 平成11年5月 同社MC事業部製造統括部生産管理室長 平成15年4月 Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America取締役社長 平成21年1月 ヤマハ発動機(株)調達本部長 平成21年3月 同社執行役員、調達本部長 平成22年3月 同社上席執行役員、調達本部長 平成23年3月 同社取締役、上席執行役員、調達本部長 平成25年3月 同社取締役、常務執行役員、調達本部長 平成26年1月 同社取締役、常務執行役員、エンジンユニット長兼CS本部長 平成28年1月 同社取締役、常務執行役員、エンジンユニット長 平成29年4月 同社顧問 現在に至る 平成29年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成30年6月 新明和工業(株)社外取締役就任予定 (重要な兼職の状況) ヤマハ発動機(株)顧問 光産業創成大学院大学理事 新明和工業(株)社外取締役(予定)	200株
<社外取締役候補者とした理由> 秀島信也氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため、候補者となりました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中野雅男氏が5年、茅田泰三氏が3年、秀島信也氏が1年となります。
 5. 当社は、定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 百瀬一夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ と はら たけ お 戸 原 健 夫 (昭和31年5月16日生) <u>社外</u>	昭和55年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) マーケティング・商品サービス部長 平成19年4月 同行マーケティング部長 平成21年4月 同行退職 (株)じぶん銀行代表取締役社長 平成24年10月 三菱UFJローンビジネス(株)顧問 平成25年1月 千歳興産(株)常務取締役 平成26年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収(株)代表取締役副社長 現在に至る (平成30年6月退任予定)	0株
<社外監査役候補者とした理由> 戸原健夫氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な視点から取締役の職務の執行を監査していただくため、候補者いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、新任の候補者であります。
 3. 戸原健夫氏は社外監査役候補者であります。
 4. 当社は、定款において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。戸原健夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

〈× 毛 欄〉

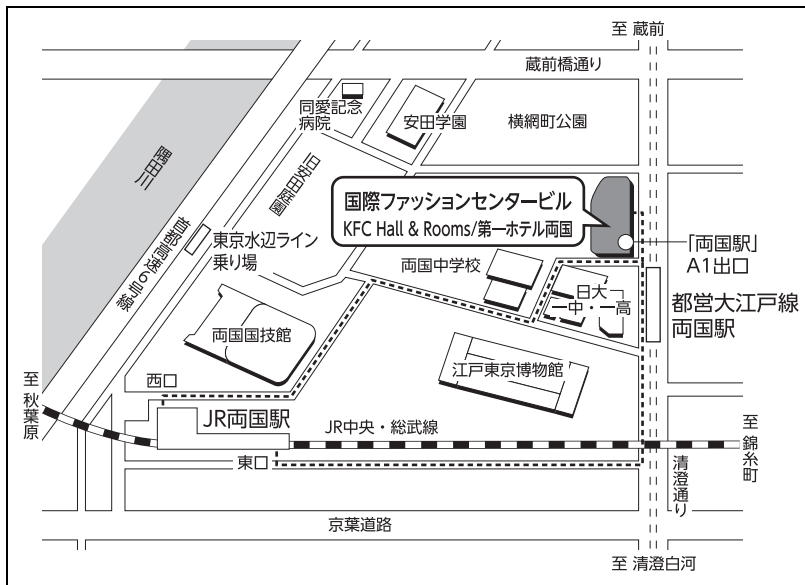
A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

国際ファッションセンタービル10階
(KFC Room101~103)

東京都墨田区横網一丁目6番1号

電話 (03)5610-5801(代表)



- <最寄駅> 地下鉄（大江戸線） 両国駅 A1 出口より徒歩0分。
JR（中央・総武線） 両国駅
東口改札より
改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり（清澄通り）を左折。
徒歩6分。
西口改札より
両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者用道路に沿って徒歩7分。



ユニバーサルデザイン (UD) の
考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。